

なくそう！望まない受動喫煙

望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。

健康増進法の一部を改正する法律が、2018年7月に成立しました。本改正は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響の大きい子どもや患者さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めたものです。

今後、2020年4月1日の全面施行に向けて、準備を進めていくことになります。

【基本的な考え方】

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 2 受動喫煙による健康被害が大きい**子ども、患者等に特に配慮**
- 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施（対策は以下のとおり）
 - (1) 学校、病院、児童福祉施設等、行政機関は原則として**敷地内禁煙**となります。
 - (2) 飲食店や事務所など、(1)以外の施設は原則として屋内禁煙となります。**
 - (3) 公衆喫煙場所など、一定の要件を満たす施設での喫煙は可能です。



＜事業者のみなさまへ＞

2020年に向けて、屋内原則禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。



★飲食店については、事業者の分類によって、一部経過措置があります。（裏面参照）

標識掲示が義務付け

喫煙室と出入口には標識掲示が義務付け

20歳未満の立入禁止

20歳未満は喫煙エリアへの立入禁止

従業員への受動喫煙対策

従業員に受動喫煙対策を講じる

喫煙室の設置が必要

屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要

※喫煙場所を設ける際は政令で定める基準を満たす必要がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。